



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和5年2月14日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
財政課	予算総括	沖田	内線 2212 直通 058-272-1130 FAX 058-278-2531

岐阜県行財政改革指針2023(案)に対する 県民意見募集(パブリック・コメント)について

県では、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来を見据えた「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」を平成30年度に策定するとともに、これに併せて、今後の行財政改革の方向性を示す「岐阜県行財政改革指針2019」を策定しました。

この度、これまでの取組みと成果、今後の課題、向こう10年間の財政見通しを踏まえ、今後の行財政改革の方向性及び具体的な取組みを新たな行財政改革指針として取りまとめましたので、県民の皆さまからご意見を募集します。

記

1 意見募集の対象

岐阜県行財政改革指針2023(案)

2 意見募集の期間

令和5年2月15日(水) ~ 3月6日(月)

※郵送の場合は3月6日の消印有効

※FAX、電子メールの場合は3月6日必着

3 指針(案)の閲覧方法

以下の方法により令和5年2月15日(水)17時から閲覧可能

(1) インターネット(岐阜県庁ホームページ)

【掲載ページ】岐阜県庁ホームページ > パブリック・コメント

【URL】<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/277319.html>

(2) 印刷物

- ・県庁(1階 情報公開・行政相談窓口前、4階 財政課)
 - ・各県事務所(西濃、揖斐、可茂、中濃、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎)
- ※閲覧時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県総務部財政課予算第一係 行

- ・ 郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・ F A X：058-278-2531
- ・ 電子メール：c11105@pref.gifu.lg.jp

【留意事項】

- ・ 件名を「岐阜県行財政改革指針2023（案）に対する意見」としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・ 個人情報につきましては、岐阜県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県総務部財政課予算第一係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-1130（直通）

F A X：058-278-2531